



# 埼玉県報

第 2790 号  
平成 28 年(2016 年)  
4 月 15 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 平成 28 年 1 月から 3 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 平成 22 年度埼玉県告示第 526 号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第 1 の知事が別に定める額について）の一部を改正する告示（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 手子林第三土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

- 羽生都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 埼玉県立鴻巣高等学校ほか2校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 県道和光インター線の区域の変更（和光市新倉）（朝霞県土整備事務所）
- 県道川越狭山自転車道線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越狭山自転車道線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年三月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長孝
- 三 代表者の氏名  
飯塚 佐知子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市大字東本郷千七百五十番地の六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、現代の長寿社会のなかで地域を支えてこられた高齢者の方に対して、感謝を込めた「地域孝行」を図る事業を実施するとともに、これからの時代を担う青少年の育成に資する事業などを実施することで、多世代間の交流を促進し、世代を超えて互いが互いを助け合う「共助の精神」をもってまちづくりを進める意識をまち全体に形成し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年四月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人くき愛結みの会
- 三 代表者の氏名 田中 三千代
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県白岡市西七丁目二番八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、久喜市並びに近隣の市・町に住む障がいのある人に対し、その障がいの状況に応じたものづくり等の活動ができる場や人とのふれあいの機会を提供するなどして、地域の中で孤立することなく地域社会の一員として活動し、日々充実した生きがいの持てる生活が送れる様に支援することで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第五百三十二号

平成二十八年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十三号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、九一〇円」を「五、〇五〇円」に、「一〇、四二〇円」を「一〇、四四〇円」に、「五、一三〇円」を「五、一五〇円」に、「九、二八〇円」を「九、三〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、六三〇円」に、「五、七一〇円」を「五、七三〇円」に、「五、八三〇円」を「五、八五〇円」に、「六、六四〇円」を「六、六七〇円」に、「四、〇六〇円」を「四、〇八〇円」に、「六、四六〇円」を「六、四八〇円」に、「四、九二〇円」を「四、九四〇円」に、「二、六五〇円」を「二、六七〇円」に、「七、五六〇円」を「七、五八〇円」に、「一五、六三〇円」を「一五、六五〇円」に、「八、二四〇円」を「八、二六〇円」に、「八、五二〇円」を「八、四七〇円」に、「一〇、七四〇円」を「一〇、七六〇円」に、「六、〇三〇円」を「六、〇一〇円」に、「一五、〇一〇円」を「一五、〇三〇円」に、「一六、三六〇円」を「一六、三八〇円」に、「七、八七〇円」を「七、八九〇円」に、「五、九一〇円」を「五、九三〇円」に、「二三、二二〇円」を「二三、二四〇円」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージュ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲六千五番地一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八番地八 外 計百七十八者

（変更後）株式会社ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八 外 計百五十六者

#### ハ 変更年月日

平成二十七年十二月十四日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年三月三十一日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年四月十五日から平成二十八年八月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年四月十五日から平成二十八年八月十五日まで

#### ロ 意見書提出先





## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー北戸田店

埼玉県戸田市笹目北町二番十九

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) まちづくりへの協力、商店街、商工会への参画。埼玉県が平成十九年十月に策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」及び、戸田市が平成二十三年四月策定した「戸田市中小企業振興条例」に基づき、商店街、商工会への参画を期待します。

(2) まちづくりへの協力について、これから、ともに戸田市の商業を盛り上げるプレーヤーとして歓迎します。地域のまつりや各種行事への企画段階からの参加・協力には地域の町会、商工会、商店会などの各種行事主催団体に加入する事が必要条件であり、それら団体への加入・協力を期待します。また、業種業態によっては企画段階から参加しづらい企業もあると思われませんが、最低でも町会・商工会・商店会への会費や地元一般企業と同レベルでの賛助金協力は、地域の企業として当然の事として期待します。

また、大型店の出店により、地域商業の競争は激しくなり、多くの場合、競争に敗れて退出する企業も出てきます。そのような状況になったのちに大型店が撤退すると地域社会の買い物利便性は大きく損なわれるので、短期的な売り上げ増や利益確保の視点ではなく、長期的なまちづくりの視点から出店及び経営計画を策定し、万一退店する場合は、早期に地元連絡し、退店日までの確実な営業を期待します。過去に退店した大型店の中には、アナウンスした退店日より早く閉店してしまい、買い物の利便性悪化に拍車をかけた事例がありました。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年四月十五日から平成二十八年五月十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県南部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

理事 井 上 順 一 埼玉県羽生市大字上手子林六十八番地

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字原市場字奥ノ窪一四九三、一四九四、一五〇三、字高谷一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九の一、一五〇九の二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十八号

平成二十七年埼玉県告示第千四百六十五号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十九号

平成二十八年埼玉県告示第五十号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である越谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十号

平成二十七年埼玉県告示第八百三十三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十一号

平成二十七年埼玉県告示第九十六号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十八日終了した旨測量計画機関である熊谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十二号

平成二十七年埼玉県告示第九百五号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十五日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第五百四十三号

平成二十七年埼玉県告示第千九十八号で公示した公共測量は、平成二十八年二月二十九日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年市四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十四号

平成二十七年埼玉県告示第千百九十九号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十一日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年市四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十五号

平成二十七年埼玉県告示第千四百六十一号で公示した公共測量は、平成二十八年三月三十一日終了した旨測量計画機関である狭山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年市四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十六号

平成二十七年埼玉県告示第千三百八十四号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十二日終了した旨測量計画機関である吉川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十七号

平成二十七年埼玉県告示第千四百十六号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十八号

平成二十七年埼玉県告示第八百八十三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十二日終了した旨測量計画機関である春日部市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十九号

平成二十七年埼玉県告示第九百七十五号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である新座市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十号

平成二十七年埼玉県告示第千四百六十三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月十七日終了した旨測量計画機関である和光市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十一号

平成二十七年埼玉県告示第千四百六十四号で公示した公共測量は、平成二十八年二月二十九日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十二号

平成二十七年埼玉県告示第九百三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月三十一日終了した旨測量計画機関である宮代町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十三号

平成二十七年埼玉県告示第九百三十三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十四号

上尾市から上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十五号

羽生市から羽生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十六号

上尾市から上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十七号

羽生市から羽生都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十八号

羽生市から羽生都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十九号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十号

上尾市から上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十一号

羽生市から羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十二号

羽生市から羽生都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第五百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立鴻巣高等学校ほか2校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年2月9日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

5 落札金額

58,311,360円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年12月25日

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県計量検定所長 小堀 和弘

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
東秩父村	平成二十八年五月二十 六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	東秩父村役場
越生町	平成二十八年五月三十 日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	越生町中央公民館 駐車場
戸田市	平成二十八年五月三十 一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	越生町自然休養村 センター駐車場
戸田市	平成二十八年六月二日 及び同月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	戸田市役所
蕨市	平成二十八年六月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蕨市民会館
蕨市	平成二十八年六月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蕨市民公園





日高市	平成二十八年七月一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	日高市役所公用車 車庫倉庫棟
吉見町	平成二十八年七月四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	吉見町役場
川島町	平成二十八年七月五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	川島町コミュニテ イセンター
三芳町	平成二十八年七月六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三芳町役場
鶴ヶ島市	平成二十八年七月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	鶴ヶ島市役所
入間市	平成二十八年七月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	金子公民館
	平成二十八年七月十一 日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	入間市市民会館
	平成二十八年七月十二 日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	西武公民館
	平成二十八年七月十三 日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	宮寺公民館

		東松山市		坂戸市			
平成二十八年七月二十九日		平成二十八年七月二十八日		平成二十八年七月二十六日及び同月二十七日		平成二十八年七月二十日 から同月二十二日まで	
午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
野本コミュニティセンター	大岡市民活動センター	唐子市民活動センター	高坂市民活動センター	松山市民活動センター	坂戸市文化会館大駐車場	入間市役所	東金子公民館 藤沢公民館

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十八年四月十五日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
東秩父村	平成二十八年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。）を以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越 生 町	平成二十八年五月三十日から八月二十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
戸 田 市	平成二十八年六月二日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
蕨 市	平成二十八年六月七日から九月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鳩 山 町	平成二十八年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

小川町	平成二十八年六月十三日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
滑川町	平成二十八年六月十五日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
毛呂山町	平成二十八年六月十六日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
嵐山町	平成二十八年六月十七日から九月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
飯能市	平成二十八年六月二十日から九月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
ときがわ町	平成二十八年六月二十九日から九月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
日高市	平成二十八年七月一日から九月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
吉見町	平成二十八年七月四日から十月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
川島町	平成二十八年七月五日から十月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三芳町	平成二十八年七月六日から十月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

鶴ヶ島市	入間市	坂戸市	東松山市
平成二十八年七月七日から十月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十八年七月八日から十月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十八年七月二十日から十一月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十八年七月二十六日から十月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和光インター線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
和光市新倉七丁目九番一地先から同市新倉八丁目二二八二番地先まで	和光市新倉七丁目二二四〇番五地先から同市新倉八丁目二二八二番地先まで	区 間
七・九二〇 五五・〇七	七・九二〇 一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五一三・三〇	四五・〇〇	延長 (メートル)
		備 考



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越狭山自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字中老袋字田島三〇三 番一地从り同市大字中老袋字 田島三〇四番三地从りまで		区 間
三・七〇〃 一三・一〇	三・〇〇〃 四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
五一・二〇		延長 (メートル)
堤防工事に伴う迂 回路の設置		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越狭山自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市芳野台一丁目一〇三番二 四地先から同市芳野台一丁目一 〇三番八地先まで		区 間
三・九〇ゝ 一六・一〇	三・四〇ゝ 三・九〇	敷地の幅員 (メートル)
六七・〇〇		延長 (メートル)
堤防工事に伴う迂 回路の設置		備 考

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年四月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人光彩会 特別養護老人ホームみちみち伊奈北	埼玉県北足立郡伊奈町大 字小針新宿三百六十八番 一